

定期試験に関する注意

定期試験受験に際して、不正行為は厳に慎むこと。

持ち込みの可否、及び持ち込み許可物については事前に十分確認すること。

また、六法等の持ち込みを許可された場合でも、書き込みのあるものの持ち込みは不正行為となるので、この点には特に注意すること。

このため、勉強の際に書き込みをした場合は、試験に際し持込許可物として使用できるものをさらにもう一点用意する必要がある。

なお、不正行為を犯した者に対しては、原則として、退学処分を学生懲戒委員会に求める。

法 学 部